## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

遠野市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

遠野市長

#### 公表日

令和3年3月9日

#### 阻油桂热

_I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務					
	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。					
②事務の概要	①新型インフルエンザ等の予防接種の実施に係る対象者の把握、予診票の発行等事務処理 ②新型インフルエンザ等の予防接種を実施した際の接種歴の管理及び閲覧 ③番号利用法別表第二に基づく、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関す る事務における、情報ネットワークシステムへの接続と各情報保有機関が保有する特定個人情報についての情報連携の実施 ④情報提供に必要な情報の、中間サーバーへの副本としての登録 ⑤健康被害の救済措置による給付に関する事務					
③システムの名称	保健福祉情報システム、中間サーバ					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
予防接種情報ファイル、中間サ	トーバファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号利用法 第9条第1項 別表第一の第93の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 別表第一省令第67条の2					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	【情報提供事務】 ・番号利用法 第19条第7号及び別表第二115の2の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 【情報照会事務】 ・番号利用法 第19条第7号及び別表第二115の2の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	子育て応援部母子安心課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
請求先	遠野市 総務企画部 総務課 岩手県遠野市中央通り9番1号 0198-62-2111					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	遠野市子育て応援部母子安心課 岩手県遠野市松崎町白岩字薬研淵4番地1 (遠野健康福祉の里内) 0198-68-3186					

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			13年3月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	13年3月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[ 基礎2)又は3)を選択した評価実施	項目評価		重点項目評	『価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び [目評価書において、リスク	全項目評価書		
されている。								
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ 〇 ]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	な(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供る		]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	:の接続		[ ]接網	売しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・決	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ]外部監			
9. 従業者に対する教育・西	発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

#### 変更箇所

<b>炙</b> 史固					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
L	l				ı